宮城県警察本部訓令第９号

宮城県警察本部個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する訓令を次のように定める。

令和５年３月24日

宮城県警察本部長　原　幸太郎

宮城県警察本部個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第72号。以下「法施行条例」という。）第21条に規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び法施行条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル）

第２条　法第75条第１項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記様式第１号）とする。

（開示請求書）

第３条　法第77条第１項の開示請求は、保有個人情報開示請求書（別記様式第２号）によるものとする。

（開示をする旨等の決定通知書）

第４条　法第82条第１項の規定による通知は、保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（別記様式第３号）によるものとする。

２　法第82条第２項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（別記様式第４号）によるものとする。

（開示決定等の期限延長通知書）

第５条　法第83条第２項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）（別記様式第５号）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例規定の適用）

第６条　法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（別記様式第６号）によるものとする。

（開示請求事案の移送）

第７条　法第85条第１項の規定により、他の行政機関の長等に対し、事案を移送するときは、当該他の行政機関の長等に対し、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（別記様式第７号）により通知するものとする。

２　法第85条第１項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）（別記様式第８号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第８条　法第86条第１項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（別記様式第９号）によるものとする。

２　法第86条第２項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（別記様式第10号）によるものとする。

３　法第86条第１項及び第２項の規定による意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記様式第11号）によるものとする。

４　法第86条第３項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）（別記様式第12号）によるものとする。

（開示の実施等）

第９条　法第87条第１項の規定により保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）（以下「文書等」という。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該文書等を丁寧に取扱うとともに、これを破損し、又は改ざんしてはならない。

２　警察本部長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該文書等の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

３　法第87条第３項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第13号）によるものとする。

（写し等の供与に要する費用の額等）

第10条　法施行条例第４条第２項に規定する写しの交付その他の物品の供与を受ける者が負担する費用の額、納入方法等は、宮城県知事が別に定めるところによる。

（訂正請求書）

第11条　法第91条第１項の訂正請求は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第14号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第12条　法第93条第１項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（別記様式第15号）によるものとする。

２　法第93条第２項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（別記様式第16号）によるものとする。

（訂正決定等の期限延長通知書）

第13条　法第94条第２項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）（別記様式第17号）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例規定の適用）

第14条　法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（別記様式第18号）によるものとする。

（訂正請求事案の移送）

第15条　法第96条第１項の規定により、他の行政機関の長等に対し、事案を移送するときは、当該他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（別記様式第19号）により通知するものとする。

２　法第96条第１項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）（別記様式第20号）によるものとする。

（保有個人情報提供先への通知）

第16条　法第97条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（別記様式第21号）によるものとする。

（利用停止請求書）

第17条　法第99条第１項の利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式

第22号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第18条　法第101条第１項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（別記様式第23号）によるものとする。

２　法第101条第２項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（別記様式第24号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限延長通知書）

第19条　法第102条第２項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）（別記様式第25号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例規定の適用）

第20条　法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（別記様式第26号）によるものとする。

（警察署長が保有する行政文書）

第21条　警察法（昭和29年法律第162号）第53条第２項の規定により置かれた警察署長が保有する個人情報について、法第５章第４節の規定による開示、訂正及び利用停止に係る決定等の事務は、警察本部長が行う。

（委任）

第22条　この訓令に定めるもののほか、法及び法施行条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

（旧訓令の廃止）

２　宮城県警察本部個人情報保護条例施行規程（平成17年宮城県警察本部訓令第４号。次項において「旧訓令」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　廃止前の旧訓令の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令の様式によるものとみなす。

４　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和６年６月７日本部訓令第15号）

この訓令は、令和６年６月７日から施行する。

別記様式第１号（第２条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）	
	（所在地）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル □ 有　□ 無	□ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

別記様式第２号（第３条関係）

（表　　面）

保有個人情報開示請求書

年　　月　　日

宮城県警察本部長　殿

（ふりがな）
氏　名

住所又は居所　〒

電話番号　　（　　）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

１　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

２　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

⑴又は⑵に○印を付してください。⑴を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

⑴　宮城県警察情報センターにおける開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞　☐ 閲覧のみ　☐閲覧（必要に応じて写しの交付(※1)）☐写しの交付のみ(※1) ☐ その他（　　）(※1)写しの交付には複写料がかかります。 ＜実施の希望日＞　☐　年　月　日以降　☐　年　月　日から　年　月　日までの間
⑵　本人限定受取郵便による写しの送付(※2)を希望する。(※2)送付には郵送料と複写料がかかります。

３　本人確認等

⑴　開示請求者　☐ 本人　☐ 法定代理人　☐ 任意代理人
⑵　請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証　☐ 健康保険被保険者証　☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（　　） ※郵送により請求をする場合には、上記本人確認書類に加えて住民票の写しを添付してください。
⑶　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ①　本人の状況　☐ 未成年者（　　年　　月　　日生）　☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） ②　本人の氏名 ③　本人の住所又は居所 本人の電話番号　　（　　）
⑷　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　☐ 戸籍謄本　☐ 登記事項証明書　☐ その他（　　）
⑸　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　☐ 委任状　☐ その他（　　）

※　次の欄には記入しないでください

担当課		備考	

（裏　　面）

1　「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」

開示請求者本人（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）を含む。）の氏名（４－⑴の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、開示請求者本人と直接連絡が可能な電話番号を記載してください。

2　「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3　「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（開示の実施の方法及び開示を希望する場合の希望日）について、希望がありましたら記載してください（希望する方法に対応できない場合があります。）。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

4　本人確認書類等

⑴　個人情報窓口における開示請求の場合

個人情報窓口において保有個人情報の開示請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合は、個人情報窓口に事前に相談してください。

⑵　郵送による開示請求の場合

郵送で保有個人情報の開示請求をする場合には、前記⑴の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

⑶　代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」の欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

別記様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第１項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

２　不開示とした部分とその理由

（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　開示する保有個人情報の利用目的

４　開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

⑴　開示の実施の方法等

⑵　宮城県警察情報センターにおける開示を実施することができる日時及び場所

期間：　　年　月　日から　　年　月　日まで（土・日曜、祝日及び閉庁日を除く。）

時間：

場所：

【連絡先】

電話番号：

【別記様式第３号（第４条関係）】

（別紙）

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）に係る説明事項

１　「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（以下「通知」という。）を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知の４－⑴「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。

宮城県警察情報センターにおける開示の実施を選択される場合は、通知の４－⑵「宮城県警察情報センターにおける開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、宮城県警察情報センターまで連絡してください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の　日前には当方に届くように提出願います。

また、本人限定受取郵便による写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

なお、この場合は、別途、郵送及び複写に係る費用を負担していただくこととなります。

２　決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は決定の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。

これについて詳しくは、通知の「２　不開示とした部分とその理由」の（教示）をお読みください。

３　開示の実施について

⑴　宮城県警察情報センターにおける開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、宮城県警察情報センターに来られる際に、通知をお持ちください。

⑵　本人限定受取郵便による写しの送付を希望された場合は、個人情報が記録された行政文書の写しの複写料を現金書留又は国内郵便為替により納付してください。あわせて、送付に要する費用を郵便切手を送付若しくは現金書留又は郵便為替により納付してください。

⑶　個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第72号）第３条の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなります。

正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合は、宮城県警察情報センターまで御連絡ください。

４　連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等について御不明な点がありましたら、宮城県警察情報センターまでお問合せください。

別記様式第４号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第２項の規定により、下記のとおり開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【連絡先】

電話番号：

別記様式第５号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第２項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

【連絡先】

電話番号：

別記様式第６号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第８４条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（　　年　　月　　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年　　月　　日

【連絡先】

電話番号：

別記様式第７号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏　名： 住所又は居所： 電話番号：　　（　　）　　－ 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況　☐ 未成年者（　　年　　月　　日生）　☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号　　（　　）　　－
添付資料等	・　保有個人情報開示請求書 ・　移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

【連絡先】

電話番号：

別記様式第８号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条１項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　　月　　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 所在地： 電話番号：

【連絡先】

電話番号：

別記様式第９号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第１項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　　月　　日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課) 電話番号：
意見書の提出期限	年　　月　　日

【連絡先】

電話番号：

別記様式第10号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第２項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　　月　　日
法第86条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及びその理由	適用区分　□　第1号　　□　第2号 （適用理由）
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（担当課） 電話番号：
意見書の提出期限	年　　月　　日

【連絡先】

電話番号：

別記様式第11号（第８条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年　　月　　日

宮城県警察本部長　殿

（ふりがな）
氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）

住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

年　月　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 ⑴　支障（不利益）がある部分 ⑵　支障（不利益）の具体的理由
連絡先	（電　話）　（　　）－　　（内線） （ＦＡＸ）　（　　）－

【別記様式第11号（第８条関係）】

（別紙）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書の記載方法

１　「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、⑴支障がある部分、⑵支障の具体的理由について記載してください。

２　「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

３　お問い合わせ先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、宮城県警察情報センターに連絡してください。

980-8410 宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号 　宮城県警察情報センター 電話番号：022-221-7171

別記様式第12号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

あなた（貴団体）から　　年　月　日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第３項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年　　月　　日
開示を実施する日	年　　月　　日

（教示）

1　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【連絡先】

電話番号：

別記様式第13号（第９条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年　　月　　日

宮城県警察本部長　殿

（ふりがな）
氏　　名

住所又は居所　〒

電話番号　　（　　）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第３項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

１　保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）の番号等

文書番号：　　第　　号

日　　付：　　年　　月　　日

２　求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	⑴　閲　覧	①　全部 ②　一部（　　）
	⑵　複写したものの交付	①　全部 ②　一部（　　）
	⑶	①　全部 ②　一部（　　）

３　開示の実施を希望する日

年　　月　　日　　午前　・　午後

４　本人限定受取郵便による写しの送付の希望の有無

□ 有：□ 現金（現金書留）　□ 国内郵便為替

□ 無

別記様式第14号（第11条関係）

保有個人情報訂正請求書

年　　月　　日

宮城県警察本部長　殿

（ふりがな）
氏　　名

住所又は居所　〒

電話番号　　（　　）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　　月　　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知） 文書番号： 日　付：　　年　月　日 決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1　訂正請求者　□　本人　□　法定代理人　□　任意代理人
2　請求者本人確認書類 □ 運転免許証　□ 健康保険被保険者証　□ 個人番号カード □ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □ その他（　　） ※　郵送により請求する場合には、上記本人確認書類に加えて住民票の写しを添付してください。
3　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ⑴　本人の状況　□ 未成年者（　　年　　月　　日生）　□ 成年被後見人 □ 任意代理人委任者 （ふりがな） ⑵　本人の氏名 ⑶　本人の住所又は居所 ⑷　本人の電話番号　　（　　）
4　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□ 戸籍謄本　□ 登記事項証明書　□ その他（　　）
5　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□ 委任状　□ その他（　　）

※　次の欄には記入しないでください

担当課		備　考	

【別記様式第14号（第11条関係）】

（別紙）

保有個人情報訂正請求書の記載方法

1　「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」

訂正請求者本人（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）を含む。）の氏名（６－⑴の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、訂正請求者本人と直接連絡可能な電話番号も記載してください。

2　「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

３－①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第１項第１号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第１項第２号）

4　「訂正請求の趣旨及び理由」

⑴　訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

⑵　訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5　訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

（裏面へ続く）

【別記様式第14号（第11条関係）】

6　本人確認書類等

⑴　個人情報窓口における訂正請求の場合

個人情報窓口において訂正請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第４項及び第５項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合は、宮城県警察情報センターに事前に相談してください。

⑵　郵送による訂正請求の場合

郵送で保有個人情報の訂正請求をする場合には、前記⑴の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、宮城県警察情報センターに事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

⑶　代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」の欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

別記様式第15号（第12条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第１項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

（教示）

1　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【連絡先】

電話番号：

別記様式第16号（第12条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

（教示）

1　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【連絡先】

電話番号：

別記様式第17号（第13条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第２項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

【連絡先】

電話番号：

別記様式第18号（第14条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年　　月　　日

【連絡先】

電話番号：

別記様式第19号（第15条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏　名： 住所又は居所： 電話番号：　　（　　）　　－ 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号　　（　　）　　－
添付資料等	・保有個人情報訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

【連絡先】

電話番号：

別記様式第20号（第15条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第１項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　　月　　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 所在地： 電話番号：
備考	

【連絡先】

電話番号：

別記様式第21号（第16条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

宮城県警察本部長　　印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

あなた（貴団体、貴職）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

【連絡先】

電話番号：

別記様式第22号（第17条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

宮城県警察本部長　殿

（ふりがな）
氏　名

住所又は居所　〒

電話番号　　（　　）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　　月　　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知） 文書番号： 日　付：　　年　月　日 決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） ☐ 第１号該当　→　☐ 利用の停止　☐ 消去 ☐ 第２号該当　→　提供の停止 （理由）

1　利用停止請求者　　☐ 本人　☐ 法定代理人　☐ 任意代理人
2　請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証　☐ 健康保険被保険者証　☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（　　） ※　郵送により請求する場合には、上記本人確認書類に加えて住民票の写しを添付してください。
3　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ⑴　本人の状況　☐ 未成年者（　　年　　月　　日生）　☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） ⑵　本人の氏名 ⑶　本人の住所又は居所 ⑷　本人の電話番号　　（　　）
4　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　☐ 戸籍謄本　☐ 登記事項証明書　☐ その他（　　）
5　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　☐ 委任状　☐ その他（　　）

※　次の欄には記入しないでください

担当課		備　考	

【別記様式第22号（第17条関係）】

（別紙）

保有個人情報利用停止請求書の記載方法

1　「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」

利用停止請求者本人（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）を含む。）の氏名（６－⑴の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、利用停止請求者本人と直接連絡可能な電話番号も記載してください。

2　「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

３－①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第１項第１号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第１項第２号）

4　「利用停止請求の趣旨及び理由」

⑴　利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第１号該当」、「第２号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア　「第１号該当」には、法第61条第２項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第１項及び第２項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。

また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ　「第２号該当」には、法第69条第１項及び第２項の規定（目的外提供制限）又は法第71条第１項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

⑵　利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

（裏面へ続く）

5　利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6　本人確認書類等

⑴　個人情報窓口における利用停止請求の場合

個人情報窓口において利用停止請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第４項及び第５項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合は、宮城県警察情報センターに事前に相談してください。

⑵　郵送による利用停止請求の場合

郵送により保有個人情報の利用停止請求をする場合には、前記⑴の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、宮城県警察情報センターに事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

⑶　代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」の欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

別記様式第23号（第18条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第１項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

（教示）

1　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【連絡先】

電話番号：

別記様式第24号（第18条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第２項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

（教示）

1　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【連絡先】

電話番号：

別記様式第25号（第19条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第２項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

【連絡先】

電話番号：

別記様式第26号（第20条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

宮城県警察本部長　　印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年　　月　　日

【連絡先】

電話番号：